

第3回立川市第4次特別支援教育実施計画策定検討委員会

日 時：令和6年11月6日（水） 午後6時30分～午後8時00分

会 場：立川市役所208会議室

出 席：金子委員長、宮田副委員長、市川委員、兒玉委員、小松委員

佐藤委員、中村委員、堀田委員、柳ヶ瀬委員、山口委員、横山委員

事務局：齋藤教育部長、高橋教育支援課長

野津統括指導主事、山部教育支援課就学相談係長、

田中教育支援課教育相談係長、田原教育相談係主事

オブザーバー：守屋子ども家庭支援センター長、江頭保育振興担当課長、佐藤指導課長

○次第

1 立川市第4次特別支援教育実施計画（素案の案）について

（1）計画の全体構成、第1章から第3章まで

（2）第4章・基本方針1について

（3）第4章・基本方針2について

（4）第4章・基本方針3について

○配布資料

資料1 立川市第4次特別支援教育実施計画（素案の案）

1 立川市第4次特別支援教育実施計画（素案の案）について

○委員長

定刻になりましたので、第3回立川市第4次特別支援教育実施計画策定検討委員会を開催したいと思います。

それでは、事務局から事前にお配りした資料の確認をお願いします。

[教育支援課長より配布資料の確認]

○委員長

それでは、次第に従いまして進めさせていただきます。

次第の1の（1）について、事務局から説明をお願いいたします。

[教育支援課長より『（1）計画の全体構成、第1章から第3章まで』について説明]

○委員長

何かご質問などございますでしょうか。

質問もないようですので、第4章、基本方針1について、事務局からご説明をお願いします。

[教育支援課長より『（2）第4章・基本方針1について』について説明]

○委員長

基本方針1の連続性のある多様な学びの場と支援の充実について、ご意見、あるいはご質問がございましたらお願いいたします。

○A委員

取組項目2の発達障害等のある児童・生徒に対する切れ目のない支援体制の充実のところで、主な取組に適切な手だての助言というのを付け加えたほうが良いかと思いました。

それと、もう一つ、通常の学級において、学校支援員等を適切に配置しますということで、支援員は教育委員会から紹介されるのでしょうか。

○B委員

支援員は、学校に毎年来られている方が大体継続になっています。それでも足りない場合は教育委員会で募集をし、応募をされた方と面接をして採用するという形です。

○A委員

学校支援員等を適切に配置することの前に、増やすことも含め検討していただきたい。

○委員長

関連して何かご意見ございますか。

○副委員長

心理士などの専門家の派遣を行いますだけではなく、次年度から保育園等訪問支援事業が始まるので、その文言も入れた方がよいかと思います。

○事務局・教育支援課長

学校支援員については、会計年度任用職員として各校に配置しております。こちら、支援が必要な児童・生徒の状況によって、毎年、配置時数等も変わってくるので、一概に右肩上がりで増加していくといったところではありません。支援体制の充実という方向性は前段で示している中で、支援が必要な児童・生徒の状況等を勘案して、適切な配置につなげてまいりたいと考えています。また、心理士等専門家の派遣については、客観的な把握だけではなく、そういった手だて、助言といったところも含めた記載を検討したいと思っております。

○事務局・統括指導主事

保育所等訪問支援のことでしょうか。

また、それをこの取組項目2のところに入れるということでしょうか。

○副委員長

立川市がそれを採用して発達支援センターに位置づけるので、文言が入っていたほうがいいかと思います。専門家が入るわけですから、同じような支援になると思います。

○A委員

これから5年かけて現場の必要に応じて派遣する体制から、学期毎など常時活用できるような方向で検討していただけないかというのが意見です。

ぜひそのあたりを現場の先生方のご意見を聞いて、方向性を検討していただければと思います。

○委員長

常に教室なり学校なりに張りついていれば、必要なときに出ていく。それは、特別のニーズのあるお子さんだけではなくて、学級のほかのお子さんに対しても目を配ることができるということで、非常に大切なことだと思います。ほかの部分にも関係してくると思いますが、そういったことも含めて事務局のほうでご検討いただければと思います。

○C委員

学校支援員といってもいろいろな役割があると思いますが、学校支援員の資質能力を上げるために、発達障害への理解をすすめる研修も受けて対応していくような取組があるといいのかと思います。

○D委員

「切れ目がない」というところが私とすればどうなのかと思いました。進学したときに支援を継続していくということが切れ目のないことなので、ぜひその視点を入れないと、言葉と中身が違ってきてしまうかと思います。なので、一般的に言われる就学・転学相談支援体制の充実を図る等の言葉のどこかに「切れ目のない支援」を入れた方がよいかと思います。

○委員長

切れ目のない、つまり連続性がある多様な学び、これをできればもう少し具体的に述べる
ことができればいいのかと思います。これについては随分いろいろご意見をいただきました
ので、同じ基本方針1の基本施策2の児童・生徒の安全・安心の確保、これがこの位置でい
いのかどうか悩むところですが、施策の2、取組項目の3や4、そのあたりについて
もご意見あればいただきたいと思います。

○OE委員

特別支援学級等の整備の中で、取組項目1の主な取組、中学校への自閉症・情緒障害特別
支援学級の設置についてです。令和3年にさくら学級という、市内で最初の自閉症・情緒障
害特別支援学級ができて、そこに1年生として入学した子たちは、令和9年度には中学生に
なります。そのときまでに本来でしたら中学校の設置準備ができていてほしかったというの
が、正直な意見です。これから検討ではなく、開設に向けた準備というところまで踏み込ん
でいただきたいと思います。

また、特別支援教育というのが、障害のある子に対する教育ではなく、全ての子どもに対
してのスペシャルな支援であるという考えの下でしたら、教育支援センター、不登校の子た
ちの支援というのも特別支援教育に入るのではないかと思います。多様な学びの場の中に、
教育支援センター、不登校対策をここに入れていただけたらと思います。

○事務局・教育部長

現にこの時点においても検討のほうは具体的に進めているところはあります。今この時点
において少し明確な方向性というところが、やはり新たに中学校に設置するとなると、少し
大きな取組になるというところで、この時点では確定的なところはお答えできないという
ところでご容赦いただきたいと思いますというところではあります。

ただし、第4次特別支援教育実施計画を検討していく中で、中学校への設置について必要
だというご意見のほうを承っているというところは非常に重く受け止めているところです。

○事務局・教育支援課長

不登校の件ですが、基本方針3のところで書いていますが、この計画自体がその上位計画
である学校教育振興基本計画の一部になりまして、その学校教育振興基本計画の中では、不
登校対策について、記載されています。通常級に通う児童・生徒、特別支援学級に通う児
童・生徒、障害の有無にかかわらず不登校対策というのは一律やっていくという考えの中で、
一つの計画の中で二つの取組に別れるような書き方をするのがすごくバランスが悪く、誤解
を与えかねないといったところで、表記にはかなり苦勞しております。表現の工夫について
はさらに検討はさせていただきますが、やはり一つの計画の中で不登校対策が二つの取組に
別れるということは避けたいと考えております。

○委員長

それでは、次の基本方針2のほうへ移らせていただいてよろしいでしょうか。

それでは、これについて、事務局からご説明をお願いいたします。

[教育支援課長より『（３）第４章・基本方針２について』について説明]

○委員長

これについていかがでしょうか。

○Ｃ委員

基本施策３取組項目５の教職員の専門性向上の中に、先ほどの学校支援員のことを含めて、人的支援の充実みたいなところで項目を起こしたりするほうが良いと思いました。

○副委員長

基本施策１の「連続性のある」という言葉をもう少し説明を加えた方がわかりやすいか思います。基本施策３の教職員の研修ですが、どこまで具体的に記載するかは別として、研修体制そのものが座学に終わっているところがありますので、現場感のある研修など、何か文言が入れられないかと感じています。

○Ｄ委員

教職員の専門性で特別支援学校のセンター的機能を活用した研修の充実とありますが、ただ、主体は立川市教育委員会だと思いますので、立川市教育委員会が研修を充実させる一部に立川学園等の特別支援学校と連携していくという考えに立って、表現を考えていただきたいです。今の話にもつながりますが、立川市が専門性をどうしていくのかという視点をもう少し入れたほうが良いかと思います。

○事務局・統括指導主事

研修体制を座学ではなく現場感のあるというところで、学校から講師を呼んで、研修が行えるようにしています。また、こちらで行う研修内容も工夫をさせていただいているところです。都立立川学園にもとても協力していただいて、センター的機能を活用させていただいているところです。こちらでどうやって専門性を向上させていくのかというところも文言の中で見えるような形で工夫させていただければと思います。

○Ｅ委員

第３次の取組項目４に比べると、ここであまり具体的な取組には触れていない印象を受けました。教育相談員の派遣とか、コーディネーターの複数指名の充実、校内委員会の充実など、これについては書かれてはいないけれども、もうあることが前提ということでよろしいでしょうか。

○事務局・統括指導主事

既に取組がされているというところもありますし、また今後取組を進めていく中で、より具体的なところについて検討していくような形になってくると思います。計画の策定段階であまり具体的なところまで書いてしまうと、実際に取り組んでいる中で想定できなかった課題等が出てきたときになかなか変更等も難しくなってくると思われますので、ふんわりとした全体を捉えられるような形にはなっているかもしれません。一応成果を踏まえて、現時点の校内委員会の充実もできているという形になります。

○委員長

ほかに何かございますか。特にないようですので、基本方針の3、相談・連携体制の充実ということで、この基本施策の6、7とありますが、これについて事務局からご説明をお願いします。

[教育支援課長より『(4)第4章・基本方針3について』について説明]

○委員長

就学相談、教育相談、これについて委員の方からのご意見はありますでしょうか。

○OD委員

相談支援体制の充実こそ、どこかに「切れ目のない」という表現を入れていただいた方がよいと思います。就学相談、教育相談事業の充実を図る意味で、切れ目のない支援という文言を入れた方がより分かりやすいと思います。

○委員長

私の感覚としては基本方針3の相談連携体制、特に就学相談こそ縦のつながりの入り口になるわけで、むしろこのあたりが一番先に来るほうがいいのかと思います。これはそれぞれ皆さんも何かご意見がありましたらお願いしたいと思います。あるいは、事務局からこのあたりについて何かございますか。

○事務局・教育支援課長

この三つの基本方針については、市の全体計画である第5次長期総合計画と連動しております。今後、計画の進捗管理していく上で行政評価や組織体制とも連動していくといったところで、基本方針の並びを変える等、現時点で施策体系自体を動かすことは、市の計画全体に影響もあるので、難しいですが、表現等の工夫で調整ができるところは、検討したいと思います。

○OB委員

就学相談の充実の部分では、就学相談、継続相談、見学相談等あって、そのお子さんの今の教育がどうかというところで保護者とともに連携はしているところなので、就学相談の充実というのは本当に今必要なところだと思います。

ですが、学校に入ってから、関係機関等とつながっていないノーマークの子たちのほうが大変だったりするというのは現場としてはあります。そこから、市の教育相談を紹介したり、医療機関を紹介したりというところです。それが一番現場としては大変で、充実を図っていただいているが、見えない部分のフォローというのをどうしていくかというのが学校としては難しいところです。

○副委員長

私は就学、特別支援教室のほうにも関わらせていただいているのですが、関係機関とつながっていない方は4割以上いるという感覚です。なので、どちらかというと保護者側に相談先を

学校側が紹介をするとか、積極的に関係機関とつなげられるような橋渡しをする役割の人とか、何か文言が入ったほうが良いかと思います。何もつながっていない保護者を支援し、相談機能に積極的につなげる視点は入ったほうが良いと思います。

OD委員

今の話の参考になればですが、東京都が特別支援教室を設置したときに、巡回相談の心理士の方が各学校に回るような制度を入れました。その中で活用の方法を固定しないで臨機応変に対応していただけるとありがたいという声はよく聞きました。

OF委員

私の息子が小学校3年生のときに、介助員が毎日つくようにはなっていましたが、専門性はなく、時間がある主婦の方がついていました。

また、相談するのに、コーディネーターの方がいたのですが、担任とコーディネーターも兼務していたので、なかなか相談することができませんでした。なので、そこは別にもう一枠つくって、相談しやすい雰囲気が必要だと思いました。

○委員長

保護者の方にとって、学校になかなか相談しにくい中で、どのように取り組んでいるのでしょうか。

OG委員

保護者支援に関するホームページ等を作り始めて、そこからつながるという方もいますが、よくて電話で話を聞くぐらいです。直接お話しとなると、遠慮されるという方が多かったですりはするのが現状です。専門的な方からお話ししていただいたり、子どもが小さいうちにスムーズに流れていけると良いのかと思います。

中には断る保護者の方もいるので、本当にそういう手を挙げない方々をどう支援していくかというのは、毎年思っている悩みです。

OC委員

先ほどお話あったように、本校でも発達に課題があるけれど、親からも何も特に情報があがってない。小学校からも特にそういう資料が来ていない。そういう子を巡回指導員にお願いして見てもらいたいのですが、人数的になかなか進んでいない。進まないというのが現状です。

OA委員

都から派遣される心理士を活用すべきだと思います。

資源の活用という点で具体的に心理士の活用について入れていただきたいです。

OB委員

巡回指導員から受けた報告を夕会で共有する等、活用しているという学校もございます。やはり、専門的な意見を教員には反映できているのですが、保護者との共有というところまでは進んでいないため、今後、考えていきたいと思います。

OC委員

都の心理士は年間40時間の配当ですが、生徒の観察・担任への共有で精一杯です。そのため、40時間配当していただきありがたいのですが、もう少し時間が増えればもっと充実すると思います。

OE委員

基本方針3の中に保護者支援というところも何かしらの形で触れられないでしょうか。

OD委員

関係機関との連携ですが、特別支援教育連絡会の枠組みの活用も検討できると思います。

切れ目のない連携の中で早期発見というのはどうしても出てくるので、就学前健診の前に3歳時健診、5歳時健診について施策の中でどう動くかを踏まえて特別支援教育の計画の中に入れても良いのではないかと思います。

○事務局・教育支援課長

今後5年の中で、様々な課題が出てくると考えられるところで、どこまで個別具体的なところまで絞って書き込んでいくかは難しいですが、例えば、就学における関係機関との連携で記載している児童発達支援センターや子ども家庭センターとの連携は、就学前健診の前段階での健診といったところも含めて、取組を進めるといったところで捉えております。

OH委員

保護者として、基本方針1というのがハード面、基本方針2がソフト面、基本方針3が行政とか制度的な流れの案内になるのかと解釈しました。何となく抽象的で、保護者として見ても具体的にどういうことなのかと読んでいて感じました。

ただ、いろいろな状況があるのも分かるので、これはこれで良いと思いますが、もっと立場を超えて話さないといろいろなことは変わっていかないし、自分の立場だけ主張しても何も変わっていかないと思います。教育についてものすごく日々考えていらっしゃる方たちと今同席させてもらっていることを非常に光栄に思っているのですが、一保護者としてそのように感じました。

○委員長

P T Aとして何かこういう取組というのはあるのでしょうか。

OH委員

なかなかそういう機会を設けられていないのが現状です。支援級の親のP T Aが何かもっと特別支援教育について知ってくださいとは、なかなか言えないところもあります。

OI委員

自分の感覚ですが、やはり通常級のほうがメインで、どうしても特別支援学級にはメインに光は当たっていないという印象はあります。我々のP T Aの活動では、支援級の保護者の方もP T Aとして受け入れる体制をとっておりますが、昨今の情勢を見ると、P T Aに対してネガティブな報道もあつたりするので、なかなか入っていただけないというのが現状です。

しかし、P T Aとしてはできる範囲のことをやっていただければとお伝えはしているつもりですが、なかなかP T Aに対する理解というのは伝えられていないと感じております。

○委員長

それでは最後に副委員長をお願いします。

○副委員長

本日の検討委員会では、切れ目のない支援をどのように盛り込むのか、巡回指導員の配置、情緒障害学級の設置、連携体制の充実等、様々な意見をいただきました。これら全てを計画の中に取り入れることは難しいと思いますが、何かしらの形として実現してほしいというのが委員の希望だと思います。

また、全体的には、文言としては、言葉の共通性がないということと、やはり障害で色付けてほしくないという私の気持ちもあり、その辺の言葉遣いを配慮していただきたいというのが私の感想です。

○委員長

ありがとうございます。

本日は難しい課題について、かなり突っ込んだ議論をいただきました。そのあたりをうまくこの中へ落とし込んでいくか、書きぶりもまた難しくなってきたのかと思います。

ぜひ次回に向けて、よろしくご準備をお願いできればと思います。

また次回、よろしくお願いいたします。お疲れ様でした。